

監査公表 第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、筑後市長から監査の結果に基づく措置の内容の通知を受けたので、同項及び筑後市監査基準第21条第1項の規定により公表する。

令和7年3月10日

筑後市監査委員 木庭雄二

筑後市監査委員 川口裕二

定期監査の結果に基づく措置について

	改善を要する事項	措置の内容
商工観光課	<p>補助金交付要綱について</p> <p>筑後市筑後商工会議所補助金交付要綱では、筑後市の商工業の振興を図るためとして、筑後商工会議所に対し交付する補助金の対象事業として、ア 小規模対策事業、イ 商工業振興対策事業、ウ 地域商業活性化事業、エ プレミアム付商品券発行事業、オ 創業力向上支援事業、カ その他商工業の振興を図ることを目的として行う事業で市長が認めるものとしている。また、補助金額は各事業に係る経費の範囲内で市長が定める額と定められている。</p> <p>しかし、この規定では、補助対象事業ごとの、補助の目的、補助対象経費、補助金交付額が不明瞭であり、適切な補助金交付事務が行えるよう、より明確化した補助金交付要綱の整備を図る必要がある。</p> <p>また、筑後市商業組織活性化事業補助金交付要綱なども同様であり、補助金交付要綱の全体的点検と見直しが必要である。</p> <p>なお、このことは令和2年度定期監査において指摘した事項である。</p>	<p>令和2年度の指摘を受け、補助対象経費等の明確化を目指し継続して取り組んでいるところですが、補助金等検討委員会からの意見に伴う調整が未だ整わず見直しに時間を要しています。</p> <p>まずは補助金の目的や対象経費等の明確化のため、補助金等検討委員会担当部署と早急に協議を進め、現在の補助金の交付要綱等の改正に取り組みます。</p>

<p>予算執行について</p>	<p>歳出予算の流用については、筑後市予算の編成及び執行に関する規則第 18 条により補助交付金に対する流用増は、原則禁止されている。</p> <p>しかしながら、筑後市産業振興促進条例に基づく雇用奨励金の交付において、対象者の増加に伴い予算流用により交付されているが、補助交付金の増額については、特別な理由がない限り、補正予算により措置すべきである。</p>	<p>財政担当部署と事前に協議し処理を行ったものですが、筑後市予算の編成及び執行に関する規則第 18 条ただし書きの趣旨に沿った説明が不足しておりました。</p> <p>予算流用が必要となった場合は、改めて財政担当部署と協議するとともに、特別の理由がある場合と判断した場合には、特別な理由を明示し決裁を受けるものとします。また、特別の理由と判断できない場合は補正予算により措置するものとします。</p>
-----------------	--	---